

4. 執行機関

(1) 都道府県の出先機関（知事部局）の数に関する調（令和7年4月1日現在）

都道府県名	法第155条に規定する 支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関								その他の 出先機関
	支 庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係 事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	その他	
北海道	14 (110)		1					8 (2)	26 (14)	19 (18)	41 (3)
青森県			6	6	6 (8)		6 (4)	6	6	13 (2)	24
岩手県		4						2	9	7	35 (3)
宮城県		5 (2)	8 (3)	5 (4)			5 (3)	3 (2)	5 (4)	11	40
秋田県		8	1 (7)	4				3	8	6 (2)	34
山形県	4							2	4	7	43
福島県				6 (1)	9 (16)		10 (14)	4 (3)	6 (1)	15 (4)	66 (6)
茨城県			5 (5)	4	5 (10)		11 (2)	5	9 (2)	21 (5)	24 (12)
栃木県			8 (1)	3	12 (1)		9	3	5 (4)	18	19 (9)
群馬県		9	12	5	12		12 (7)	4	10	13	37 (7)
埼玉県			15 (4)	4				8	13	21	62 (7)
千葉県			14 (6)		13 (1)		15 (6)	6 (2)	13 (1)	27 (5)	42
東京都	4 (6)		26 (4)	1	2 (4)	1 (5)		11	6 (6)	5 (3)	82 (11)
神奈川県		4	13 (1)	4 (2)	1	1 (3)	6 (4)	6	4 (4)	8 (1)	41 (12)
新潟県		12		5				5	12	8 (1)	55 (14)
富山県			1 (4)	1	4		4 (4)	2	4 (4)	3	66
石川県		2	2	4 (4)	6 (4)		5 (4)	2	4 (4)	6	42
福井県		1	1	6	4		6	2	6	8	38 (1)
山梨県			1	4	8		4 (3)	2	4	11	37 (3)
長野県		10	4	10	10 (2)	4		5	10 (1)	15 (1)	116 (11)
岐阜県	7		6 (1)	1	10		11	5	7 (4)	16 (1)	47 (5)
静岡県			8	2	7 (2)		8 (7)	5	7 (2)		44 (16)
愛知県		1 (1)	10	7	7 (2)		9 (7)	10	11	10 (6)	26 (2)
三重県			9	4	8		12	6	8	15 (1)	25

都道府県名	法第155条に規定する支庁又は地方事務所		法第156条に規定する個別の行政機関								その他の出先機関
	支 庁	地方事務所	税務事務所	福祉事務所	農林関係事務所	労政事務所	土木事務所	児童相談所	保健所	その他	
滋賀県			5	2	10 (2)		7 (1)	4	6	17 (1)	28
京都府		4	1 (1)		1		8 (3)	3 (1)	7 (1)	9	39
大阪府			11 (3)	3	4 (1)		7 (7)	6	9	8 (4)	21 (13)
兵庫県		10		6				7 (2)	12	6 (7)	27
奈良県			3 (2)	2				2	3 (2)	2	67
和歌山県	7		4	6 (1)			8 (7)	2 (1)	7 (1)	23 (3)	14 (4)
鳥取県		2	3 (1)		1		2	3	3	16	53
島根県	1 (2)	2 (4)			2 (4)		6 (4)	4	7	3	51 (3)
岡山県		3 (10)						3	5 (4)	7	29 (4)
広島県			3 (4)		3 (4)		4 (9)	3 (1)	4 (3)	18 (5)	22
山口県			7	1	8		8	6	8	7	42
徳島県		2	1	1	1		1	3	6	5 (2)	
香川県		1	1	3	6		5	2	4	7 (1)	26 (10)
愛媛県		3 (2)						3	6	4	38 (16)
高知県			5	5			6 (9)	2	5	20 (5)	24 (8)
福岡県			12	7	6 (8)	4	11 (4)	6	9	14	26
佐賀県			3 (1)	5				2	5	4	51
長崎県	7			3				2	8	7	20
熊本県		4	1	9				2	10	24	17
大分県		6 (3)	4 (2)	2	6	1	12	2 (1)	6 (3)	16	15
宮崎県	1		7	4	6		10	3	8	8	34
鹿児島県	7 (12)							4	13	16 (3)	30 (4)
沖縄県			4	5	8		5	2 (2)	5	8	31 (5)
合計	52 (130)	93 (22)	226 (50)	150 (12)	186 (69)	11 (8)	233 (109)	191 (17)	353 (65)	532 (81)	1791 (189)

1. 「その他の出先機関」とは、行政機関たる性質を有しない単なる公の施設又は分課をいう。
2. 括弧書きは、出先機関の支所又は出張所を外書きしたもの。